

## 第1章 基本構想の概要

### はじめに

大和郡山市では、JR 郡山駅、近鉄郡山駅周辺の徒歩圏を対象とした地区（以下「JR・近鉄郡山駅周辺地区」）において、駅や周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）に基づき、「大和郡山市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」）を策定することとしました。

#### ■ 「バリアフリー化」とは？

施設や経路（歩道等）を、誰もが安全に安心して移動できるようにバリア（障壁）を除去する対策を考えていきます。例えば、

- ・ 歩道の勾配の改善や平坦性の確保
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の適切な設置
- ・ 階段や段差の解消
- ・ わかりやすい施設への案内やサインの充実
- ・ 音響信号の設置
- ・ マナーの向上をよびかける広報や啓発

等

### 1-1 基本構想策定の背景

#### (1) わが国の社会的背景

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでいます。平成72年（2060年）には、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる高齢化社会が到来するとされています。

（\* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」）

さらに、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていることなどからも、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっています。

そのため高齢者、障害者等の移動、または施設の利用等に係る身体の負担を軽減し、利便性及び安全性を向上させることが急務となっています。

#### (2) 「バリアフリー新法」の制定

高齢者や身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる都市環境を整備することが強く求められた状況で、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」）が施行されました。

一方で平成6年6月に制定された、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」）により不特定多数が利用する一定規模(2,000m<sup>2</sup>)以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきました。

しかし、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行されました。

### (3) 大和郡山市の状況

大和郡山市においても全国的な傾向と同様に、将来人口が減少し少子・高齢化の傾向が強まると想定されます。平成32年（2020年）には老年人口が30.2%となり、市民の3～4人に1人が65歳以上の高齢者となる高齢化社会になると予測されています。そのため、大和郡山に住み続けたい魅力あるまちづくりにむけた政策展開をすることが急務となっています。

そのため本市においては、平成18年（2006年）から平成27年（2015年）を計画期間とした「大和郡山市第3次総合計画」を定め「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」を合言葉に「安全・快適な暮らし」や「健康・福祉・生きがいづくり」に向けたまちづくりが進められています。

## 1-2 基本構想の目的

大和郡山市においても高齢化社会が到来し、高齢者の働く機会がこれまで以上に増加することが見込まれ、また、障害を抱える方の社会活動もますます活発化しています。さらに、日頃は「バリア」を感じていない人であっても、病気やケガをした時、妊産婦となった時、あるいは乳幼児を連れている時には、「バリアフリーな社会」の必要性を痛感します。このような意味から、「バリアフリーな社会」は、高齢者や障害者の方だけでなく、すべての人にとって生活しやすい社会です。

そうした認識のもと、本市においてはバリアフリー新法の施行を受け、駅、公共施設、福祉施設等、市民が利用する公共性の高い施設が集まった「JR・近鉄郡山駅周辺地区」について、バリアフリー化を推進するための基本構想を策定しました。そして、人にやさしいバリアフリーなまちづくりとして、誰もが住みやすく、また、住みたくくなるような環境を整備し、市民一人ひとりが誇りと生きがいを持てるまちづくりをすすめることを目的とします。

### 1-3 基本構想の位置づけ

本基本構想は、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用に際して、その利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、JR・近鉄郡山駅及びその周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本事項として、関連法令や上位計画、関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

**バリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」**  
平成 18 年 6 月

**奈良県住みよい福祉のまちづくり条例**  
平成 7 年 3 月

・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

根 拠

関連法令

#### 大和郡山市バリアフリー基本構想～JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想～

【バリアフリー新法第二十五条第一項】

・市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

関連計画

#### 大和郡山市第3次総合計画後期基本計画

平成 23 年 3 月

【概要】

本市のまちづくりを進めるうえでの最も基本となる計画であり、様々な分野別計画の上位計画

#### 大和郡山市障害者福祉長期計画（第二次：平成 19 年 3 月）

第二次大和郡山市障害福祉計画（第二次：平成 21 年 3 月）

【概要】

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと障害のある人の「完全参加と平等」をめざす。

#### 大和郡山市都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月

【概要】

都市計画法に基づく「都市計画の基本方針」

【関連事項】

■都市施設整備の方針

「道路・交通施設の方針」：だれもが安心して、心地よく歩くことができるまちづくり

「公園・緑地整備の方針」：市民が安全に利用しやすい公園・緑地の整備

■重点地区（中心市街地）のまちづくりの方針

近鉄郡山駅～JR 郡山駅周辺は、歴史的・文化的資源や商業・業務系の土地利用が集積し、大和郡山市の中心市街地と位置づけられる地区として、まちづくりのあり方を検討

## 1-4 バリアフリー新法をふまえた本基本構想の特徴

### (1) バリアフリー新法における改正点と本構想での検討方針

バリアフリー新法は、交通バリアフリー法とハートビル法で既に定められていた内容を踏襲しつつ、この2つの法律では措置されなかった新しい内容が盛り込まれています。これらの改正点をふまえた、本構想の検討方針を以下に示します。

#### 【バリアフリー新法における改正点】

##### ■ 対象者の拡大

従来は高齢者、身体障害者だけでしたが、新法では「高齢者」、「障害者」と規定され、知的障害者、精神障害者、発達障害者が加わり、高齢者とすべての障害者が法の対象となりました。

対象者をより広い枠組みで捉え、高齢者、障害者のみならず荷物を持つ人、けがをした人、妊産婦、幼児連れの人、初めて大和郡山市を訪れる来訪者などを想定します。

##### ■ 対象物の拡大

従来は建物や公共交通機関だけでしたが、新法では路外駐車場、都市公園などの日常生活で利用する施設が加わり、生活空間全体におけるバリアフリー化を進めることとなりました。

駐車場、公園等も対象施設とし、連続した移動の円滑化を図ることをめざします。

##### ■ 重点整備地区要件の拡大

従来は、大きな鉄道駅などがある地域のみを移動等の円滑化を図る重点整備地区とし、基本構想を作成することができるとされていましたが、新法では駅がない地域や、建築物、路外駐車場、都市公園、そしてこれらをつなぐ経路なども基本構想や特定事業の対象となりました。

重点整備地区の選定にあたっては、市全域の施設の立地状況やまちづくりの状況等を考慮しました。

##### ■ 当事者の参画

利用者の視点を反映させるべく、基本構想作成時の協議会制度の法定化や利用者や、地域住民からの基本構想提案制度の創設が図られました。

基本構想の検討は関係者が参加する協議会を通じて行いました。併せて、ワークショップやヒアリングなど、利用者の視点を反映させるための調査を行いました。

##### ■ ソフト施策の充実

バリアフリー化の推進に当たって、当事者参加のもと、施策を検証し新たな施策や措置を講じて段階的・継続的な発展を図っていくという「スパイラルアップ」という手法がとりいられました。また、国民の理解と協力を求める「心のバリアフリー」が規定されています。

ハード整備だけではなく関係者の理解と協働のもと、継続的な取り組みとなるようなソフト施策についても重点的に検討を行いました。

#### 【本構想の検討方針】

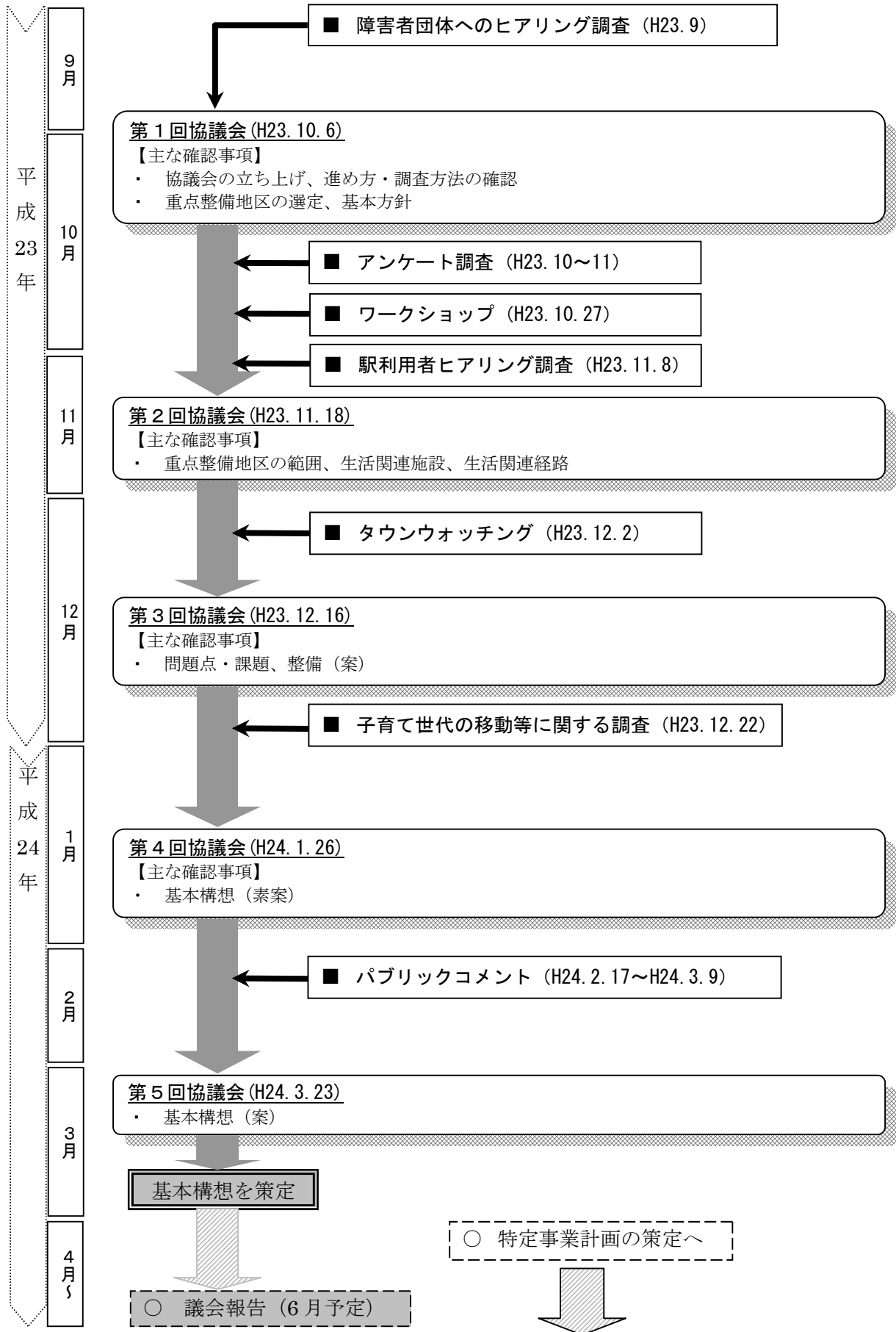


図 1-1 検討の経緯

### 1-5 目標年次

本基本構想の目標年次は、平成 33 年（2021 年）を基本とします。なお、「大和郡山市第 3 次総合計画」が平成 27 年（2015 年）で終了するため、新たなまちづくりの構想の検討結果をふまえ、平成 28 年（2016 年）に本構想についても中間見直しを行うものとします。

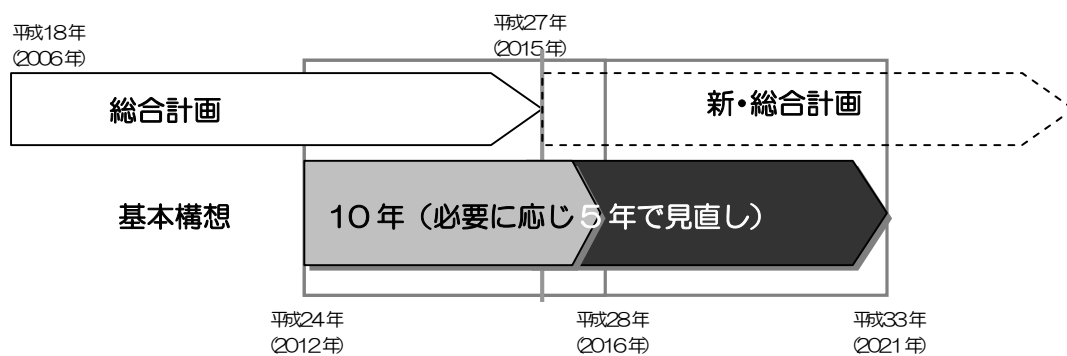


図 1-2 目標年次